ひとり親家庭住宅支援資金貸付

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 180億円の内数(163億円の内数)

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。)であって、 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額:原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費(上限4万円→上限7万円)を貸付≪拡充≫

償還期限:都道府県知事等が定める期間

利 息:無利子

償還免除:1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予:災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

- ○実施主体が都道府県又は指定都市の場合:9/10(国9/10、都道府県又は指定都市1/10)
- ○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合:定額(9/10相当)
 - ※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担(特別交付税措置)